

働き方改革の取組について

1 取組の趣旨

- 働き方改革により仕事と家庭が両立できる社会を実現し、少子化問題の克服に道筋
- 価値創造型のクリエイティブな仕事で高収入を上げる、新しい経済社会構造に移行

男性中心、長時間労働前提の働き方  女性など多様な人材が活躍できる柔軟な働き方

ありたい姿

新しい働き方を市町村や民間企業、そして全国へ波及



人口減少先行県の高知が、
人口減少対策を先導！

2 取組内容

※対象は、知事部局の職員

ポイント1 高知県における時間外縮減の取組～株式会社ワーク・ライフバランスと協定締結～

① 知事による4宣言

同社が提唱する次の4つの取組に賛同する宣言を行い、知事自らコミットし取組を推進

男性育休
100%

勤務間
インターバル

女性の
再就職応援

時間外割増
賃金率1.5倍

④ モデル職場での取組実施（コンサルタントによる伴走支援）

モデル職場を選定し、コンサルタントの伴走支援のもと業務改革を実施し、良い取組を横展開

⑤ リーダー養成講座

庁内で働き方改革を推進する職員を養成するためのオンライン研修を実施

⑥ カエル会議研修

全職員を対象にした働き方改革の必要性を理解する研修を実施



⇒ 働き方改革の取組の実践により、時間外の縮減と勤務間インターバルを確保

ポイント2 短時間勤務職員の採用枠の新設

全国初！

(R7.9月議会に関連条例議案提出)

職員の採用が困難な中、長時間労働の是正に向けたマンパワーの確保策として、育児や介護等の事情がある方でも勤務ができるよう、
短時間勤務職員の採用枠を新設（R8.4月～）

※ 1週間当たり10時間を上限に、30分単位で無給休暇を取得可能

⇒ 多様な人材が活躍できる環境を整備（女性の再就職も応援）

※長時間労働是正のための人員増の例

- ・日中は出張や外出が多く、事務処理が時間外になっている職場に配置
- ・育休等の職員の代替として配置

ポイント3

時間外勤務手当の割増率の時限的な引上げ

(R7.9月議会に関連条例議案提出)

社会実験としてR8年度限定で、時間外勤務手当の割増率を
125%から150%へ引上げ（知事部局職員のみ）

区分	令和7年度（現行）		令和8年度	
	月60時間まで	月60時間超	月60時間まで	月60時間超
平日	～22:00	125/100	150/100	150/100
	22:00～翌5:00	150/100	175/100	175/100
週休日	～22:00	135/100	150/100	150/100
	22:00～翌5:00	160/100	175/100	175/100

全国初！

⇒ 管理職を含め職員の時間外勤務に対する意識変化を促進

※時間外勤務時間数の5/6（125/150）以下への縮減を目指す！

既存の取組1 高知県職員共働き・共育てサポートプランの着実な実行

育児休業の取得促進と育児休業から復帰後も共働き・共育てを継続するための環境整備

既存の取組2 勤務間インターバル制度を導入（R6.8月～）

早出遅出勤務等を活用した、11時間を目安とした勤務間インターバルの確保を努力義務化